

加茂市都市計画マスタープラン(案)パブリックコメント 実施結果

1. 実施結果概要

実施期間	令和7年1月15日(水)～2月12日(水)
閲覧場所	市内各コミュニティセンター、図書館、建設課窓口、市ホームページ
意見提出者数	3名 (郵送: 1名、Eメール: 2名)
意見数	5件

2. 意見内容と市の考え方

No.	分類	ページ	意見	意見に対する考え方
1	上水道	110	上水道の整備には、国土交通省の推奨する水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)を策定し、水安全計画等の策定必須事項をもれなく策定し、検証と見直しを実施することを要望する。	水道事業ビジョンは、現状評価・課題、将来の事業環境、地域の水道の理想像と目標設定、推進する実現方策、検討の手法とフォローアップに関する項目など記載した水道事業のマスタープランとも呼べる計画ですので、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
2	土地利用	96-101	西加茂地域は田や農地が多く、農村地としての特徴を有している。この地域特性は重要ですが、加茂市役所隣接の農地を新規に宅地開発することを提案する。このエリアは、403号バイパスへのアクセスや商業施設、行政機能の近さが大きな魅力であり、市外からの移住者を引きつけるには理想的な立地である。 新規宅地開発が空き家増加の一因となる懸念はあるが、空き家問題への対策を進める一方で、利便性の高い場所への宅地開発を実施することは、移住促進や人口増加に寄与すると考えられる。また、JR 加茂駅と新潟駅の間にある各駅の新潟平野側では、多くの新規住宅が建設されている実績も参考にすべきである。 土地利用規制の緩和や調整について、柔軟な対応を検討してもらいたい。	市街地エリアを拡大させることは、公共インフラや公共交通、防災とセットで考えなければならない、人口減少が進む中で、コスト面から持続的な都市づくりとして現実的かという点について、十分な検討が必要と考えます。また、本計画の将来都市構造や土地利用の方針として、コンパクトな市街地を形成する方針としています。そのため、現計画では国道403号バイパスから市役所に至る土地利用方針は従来のものから、大きく変化を加えないこととしました。 土地利用規制の在り方については、まずは本計画により土地利用方針を明確にした上で、いかに持続可能なまちを実現するか、時勢を考慮しながら、柔軟な対応ができればよいと考えています。

No.	分類	ページ	意 見	意見に対する考え方
3	都市施設	144,145 165	市長の令和6年度施政方針で述べられた子育て拠点交流施設整備構想に関連して、新たな複合施設を建設する際には、既存施設の立地に縛られるのではなく、西加茂地区の大郷町や高須町など、3階建て以上の建物がない地域への設置を提案する。 さらに、この新施設は、防災拠点としての機能を併せ持つよう設計することを提案する。具体的には、以下の機能をご検討いただきたい。 太陽光発電設備 災害用トイレ 備蓄倉庫（毛布、非常食、炊き出し機器など） 地域住民が避難できるスペース 加えて、民間企業が複合施設の一部を借りて事業を営むことも可能ではないか。これにより、施設の運営費用の一部を賄うことができるかもしれない。また、防災拠点としての機能を持たせることで、国の助成金を活用する可能性についても調査をお願いしたい。 さらに、旧施設の跡地については、市役所や文化会館へのアクセスの良さを活かし、公共駐車場として活用する案を検討いただきたい。これにより、文化会館や産業センターでのイベント時の利便性が向上すると考えられる。 もちろん、防災機能だけでなく、「母子健康センター」「保健センター」「子育て支援センター」「集会施設」といった市長方針にある機能も充実させることが必要であるとする。	計画書内 144～145 ページで言及する西加茂地域の地域づくりの方針において、市役所周辺への公共施設の集積や拠点性の強化を図ることとし、エリアを図示しております。子育て拠点交流施設についても、利用者の利便性の向上、アクセス性の効率化を図る等の目的により、当該エリア内へ立地することで検討しています。 同令和7年3月に策定する「（仮称）加茂市子育て・健康づくり拠点複合施設基本計画」において、整備予定地や新施設に導入する機能、既存施設解体後の跡地活用等について明記します。また、今後の設計段階等でより具体的に検討していきます。 なお、当施設の防災面における機能について、要配慮者を受け入れることに適した福祉避難所としての活用や専門職による応援チームの受け入れ拠点とすることも予定しています。一方ご提示のような具体的な内容については、今後の参考にさせていただきます。
4	全体	—	方針や取り組みなど、全体的に漠然としたものになったと感じる。	都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を示す計画となります。具体の事業や個別計画については本計画の方針に基づき今後検討していくこととなります。

No.	分類	ページ	意 見	意見に対する考え方
5	防災	118	西加茂地区は 3 本の川に囲まれた地域であり、治水対策も重要だが、同時に避難場所も求められる。 洪水ハザードマップを作成して、能動的な避難行動を求めると同時に、避難する先を示すことも都市防災の責任ではないか。 できるなら、将来的に、市役所のように目につきやすい高い建物を避難場所として建設する方針を示してほしい。	避難する先はハザードマップに記載しているとおりであり、併せて、マイ・タイムライン作成の促進、早めの避難行動の呼びかけなど、住民の防災意識向上とソフト面における対策の強化を図ります。 また、高い建物を避難場所として建設する方針としてはどうかという点について、避難場所として使用できる公共施設の建設は、防災面の立地条件のほか、施設の需要、持続性と将来へのリスク、利便性等、様々な要因から検討する必要があります。